

金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則 (令 3.10.19)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が金融サービス仲介業者を通じて有価証券を販売するにあたり遵守すべき事項等を定め、金融サービス仲介業者を介した取引の適正化を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 金融サービス仲介業者 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金サ法」という。）第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいう。
- 2 有価証券等仲介業務 金サ法第11条第4項に規定する有価証券等仲介業務（同項第4号に規定する行為に係る業務を除く。）をいう。

(金融サービス仲介業者の内部管理体制の確認等)

第 3 条 協会員は、金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を締結するときは、金融サービス仲介業者を通じた有価証券の適切な販売に資するため、当該金融サービス仲介業者において、金サ法その他の法令諸規則等を適切に遵守するための内部管理体制が整備されていることを確認しなければならない。

2 協会員は、有価証券等仲介業務に係る契約を締結した金融サービス仲介業者との間で必要な情報を適時適切に共有するための協力関係を構築するよう努めなければならない。

(有価証券等仲介業務に係る契約の締結等)

第 4 条 協会員は、金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を締結するときは、協会員における有価証券市場に対する責任及び金融商品取引法その他の法令諸規則等を遵守する責任を果たす観点から、当該契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、金融サービス仲介業者が取り扱う商品・サービスの内容又は特性に鑑み、契約を締結する必要がないことが明らかな事項についてはこの限りでない。

- 1 顧客に対する書面の交付、説明等に係る役割分担及び責務に関する事項
- 2 顧客に関する情報の提供及び管理に関する事項
- 3 法令等違反行為及び事故への対応に関する事項
- 4 不公正取引の防止に係る役割分担及び協力に関する事項
- 5 顧客との紛争の対応に関する事項
- 6 犯罪による収益の移転防止等に関する事項
- 7 広告に関する事項
- 8 契約の見直し、更新に関する事項
- 9 委託事項の履行状況等の確認に関する事項
- 10 その他、協会員が必要と認める事項

(顧客カード等の適切な活用)

第 5 条 協会員は、金融サービス仲介業者に顧客への勧誘を委託する場合は、顧客カード（「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条に規定する顧客カードをいう。以下同じ。）及び内部者登録カード（同

規則第15条に規定する内部者登録カードをいう。以下同じ。)の内容のうち、当該金融サービス仲介業者が投資勧誘及び顧客管理を適切に行うために必要と考えられる情報を提供しなければならない。

2 協会員は、金融サービス仲介業者から第4条に規定する契約に基づき顧客に関する情報の提供を受けたときは、必要に応じ自社の顧客カード及び内部者登録カードの内容を更新しなければならない。

(役割分担に基づく義務の履行)

第6条 協会員は、第4条に規定する契約において取り決めた役割分担に従い、自己が保有する顧客に関する情報に基づき、顧客に対する書面の交付、説明等及び不公正取引の防止に係る義務を履行するものとする。

(委託事項の履行状況等の確認)

第7条 協会員は、金融サービス仲介業者に委託した業務に係る内部管理体制及び履行状況等について、適宜又は定期的に確認を行わなければならない。

(禁止行為)

第8条 協会員は、金融サービス仲介業者に対し、金サ法の規定により金融サービス仲介業者が取り扱うことができない有価証券について、有価証券等仲介業務に類する行為その他顧客への勧誘行為を求めてはならない。

(報告)

第9条 協会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の方法によりその内容を本協会に報告しなければならない。

- 1 金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約の締結を行った場合
- 2 金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を解除した場合
- 3 有価証券等仲介業務に係る契約を締結している金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名が変更された場合
- 4 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合

(規則の考え方)

第10条 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について『金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則』に関する考え方』において定めるものとする。

付 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

付 則 (令 6. 1.16)

この改正は、令和5年11月29日公布「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の附則第1条第2号「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第1号を改正。
- (2) 「令和5年11月29日公布『金融商品取引法等の一部を改正する法律』の附則第1条第2号『公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日』」は令和6年2月1日。